

○大野城太宰府環境施設組合職員定数条例

昭和53年2月23日
条例第4号

(職員の範囲)

第1条 この条例で、職員とは、組合事務局に常時勤務する職員をいう。

(職員の定数)

第2条 前条の職員定数は、5人とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年2月28日から適用する。

附 則(昭和55年条例第10号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則(昭和57年条例第2号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第1号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第1号)

(施行期日)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。